

合同会議における調査審議の進め方について（案）

1. 趣旨

第169回通常国会において成立した「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」は、本年5月30日に公布され、平成21年4月1日（一部は平成22年4月1日）から施行される。

地球温暖化対策の一層の推進のため、住宅・建築物における省エネルギー対策の強化を図る上で、この改正省エネ法の施行に万全を期す必要がある。特に、今般の省エネ法の改正を受け、円滑かつ効率的な施行を図る観点から、「建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」について見直すとともに、新たに「住宅事業建築主の判断の基準」を策定する必要がある。

このため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会住宅・建築物判断基準小委員会及び社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準小委員会の合同会議により検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 特定住宅の性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準の策定
- (2) 今般の省エネ法改正を受けた次の基準、指針の見直し
 - ① 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準
 - ② 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準
 - ③ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

3. 検討スケジュール

平成20年 9月26日（金） 15:15～16:45 第1回合同会議
平成20年10月31日（金） 13:00～15:00 第2回合同会議
平成20年11月頃 ～ 告示改正案のパブリックコメント ～
平成20年12月上旬 第3回合同会議
平成20年12月下旬 告示の公布
平成21年 4月 1日 改正省エネ法の施行